



連携中枢都市圏の推進について

平成30年2月7日
総務省自治行政局市町村課課長補佐
山口 研悟

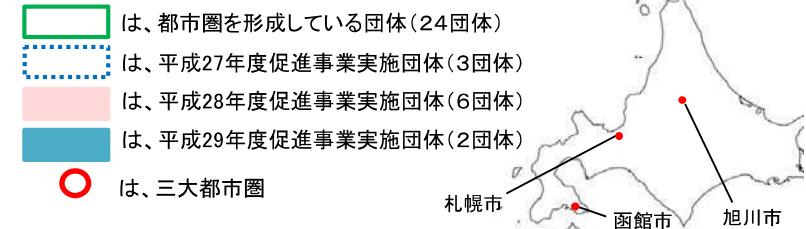
連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

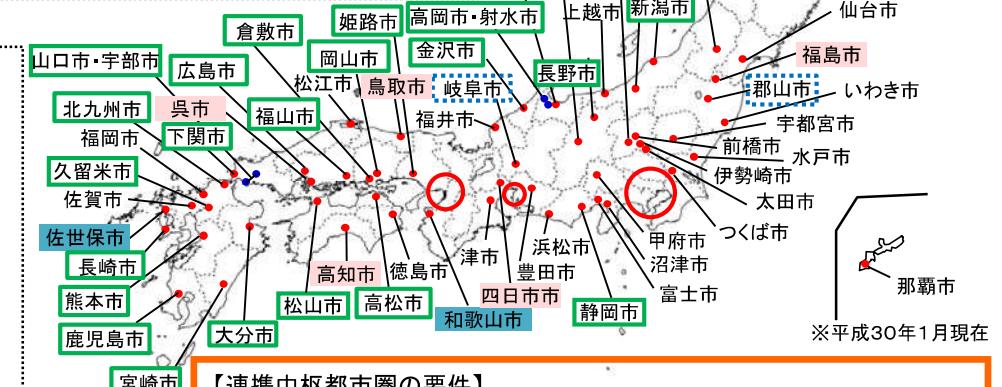
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等



連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
(平成26年11月1日施行)
- ▶ 平成26年度～平成29年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(32事業)
- ▶ 平成30年度予算(案)においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- ▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超える、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

連携協約について①

連携協約概要

連携協約とは

- 「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」（地方自治法第252条の2）
- 平成26年の地方自治法改正により導入

連携協約の特徴

- 柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組み
- 単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- 単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能

連携協約の活用例

- 連携中枢都市圏などの都市圏形成
- 条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- 三大都市圏での水平的連携
- その他地域の実情に応じた地方公共団体間（都道府県間、市町村間等）の連携

連携協約について②

ポイント①

政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
 - 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:図書館はA市で音楽ホールはB市で整備するなどの公共施設整備を役割分担。圏域全体のまちづくりの方向性。)。
 - 政策の共有を実現することができる。

ポイント②

別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能

- ・ 一部事務組合や広域連合は、構成団体とは別の地方公共団体が事業を実施。
 - 連携協約においては、連携協約を締結した地方公共団体がそれぞれ役割を果たすために必要な措置を実施。必要に応じて、事務の委託や代替執行等を実施。

ポイント③

バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・ 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結(合同行為でなく双務契約)。
 - バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的)構造。
 - 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

連携協約について③

ポイント④

地方公共団体間の安定的な連携

- ・ 締結する際の協議について議会の議決が必要。
→ 首長間だけでなく団体間の意思として安定的に連携。
- ・ 連携協約を締結した地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。
→ 企業等も安心して事業に参加可能。

ポイント⑤

紛争解決の手続きがあらかじめビルトイン

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 処理方策の提示を受けたときは、当事者である地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにならなければならない。
→ 調停とは異なり、当事者間の受諾が不要。

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度		制度の概要	運用状況(H28.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数: 175件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 128件(73. 1%)、その他: 47件(26. 9%)
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 202件 ○主な事務: 消防41件(20. 3%)、広域行政計画等28件(13. 9%)、救急23件(11. 4%)
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 444件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(29. 1%)、公平委員会117件(26. 4%)、障害区分認定審査106件(23. 9%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 6, 443件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 417件(22. 0%)、公平委員会1, 141件(17. 7%)、競艇854件(13. 3%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数: 2件 ○上水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件
	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1, 493件 ○主な事務: ごみ処理406件(27. 2%)、し尿処理337件(22. 6%)、救急271件(18. 2%)、消防270件(18. 1%)
別法人の設立を要する仕組み	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44. 0%)、介護区分認定審査45件(38. 8%)、障害区分認定審査32件(27. 6%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
- (注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

連携中枢都市圏構想のこれまで

平成25年 3月	「地方拠点都市研究会」立ち上げ(姫路市など8市)
6月	第30次地方制度調査会答申:「地方中枢拠点都市」を明記
平成26年 1月	「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」報告書
3月	地方自治法の一部を改正する法律案国会提出 ・連携協約制度の創設(H26.11施行)、特例市制度の廃止(H27.4施行)
6月	「新たな広域連携モデル構築事業」選定(9団体)
8月	地方中枢拠点都市圏構想推進要綱制定
12月	まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・複数の圏域概念を「連携中枢都市圏」に統一 → 要綱一部改正(H27.1)
平成27年 3～5月	備後圏域(福山市)、高梁川流域(倉敷市)、播磨圏域(姫路市)、みやざき共創都市圏(宮崎市)で圏域形成
6月	「平成27年度新たな広域連携促進事業」選定(12団体、うち1団体は施行時特例市)
平成28年 3月	第31次地方制度調査会答申:複眼型連携中枢都市圏の創設 → 要綱一部改正(H28.4)
6月	「平成28年度新たな広域連携促進事業」選定(9団体、うち2団体は複眼型、2団体は施行時特例市)
平成29年 6月	「平成29年度新たな広域連携促進事業」選定(2団体)

連携中枢都市圏の形成の動き①

平成30年1月10日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1	播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,307,003人 (うち姫路市 535,664人)
2	備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	857,212人 (うち福山市 464,811人)
3	高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	770,183人 (うち倉敷市 477,118人)
4	みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,089人 (うち宮崎市 401,138人)
5	久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	456,196人 (うち久留米市 304,552人)
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	476,758人 (うち盛岡市 297,631人)
7	石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計3市2町)	728,259人 (うち金沢市 465,699人)
8	長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	543,424人 (うち長野市 377,598人)
9	下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市(合併1市圏域)	268,517人
10	大分都市圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	778,237人 (うち大分市 478,146人)
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計2市5町)	585,348人 (うち高松市 420,748人)
12	熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,123,424人 (うち熊本市 740,822人)
13	広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,324,756人 (うち広島市 1,194,034人)

連携中枢都市圏の形成の動き②

平成30年1月10日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14	北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町 (計:5市11町)	1,394,457人 (うち北九州市 961,286人)
15	しづおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町)	1,168,000人 (うち静岡市 704,989人)
16	松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町)	646,055人 (うち松山市 514,865人)
17	【複眼型】 とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	443,151人 (うち高岡市172,125人、射水市92,308人)
18	八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	323,447人 (うち八戸市 231,257人) ※H29年1月1日中核市移行
19	新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (計:6市3町1村)	1,258,878人 (うち新潟市 810,157人)
20	岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,170,158人 (うち岡山市 719,474人)
21	【複眼型】 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	628,836人 (うち山口市197,422人、宇部市169,429人)
22	長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	501,860人 (うち長崎市 429,508人)
23	かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市 (計:3市)	753,518人 (うち鹿児島市 599,814人)
24	富山広域連携中枢都市圏 (富山市)	H29年9月5日	H30年1月10日締結式	H30年1月10日公表	【富山県】滑川市、舟橋村、上市町、立山町 (計:1市2町1村)	501,670人 (うち富山市 418,686人)

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- 「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、
償還金利子の50%に特別交付税

(2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）

(2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の
拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の 算定要素の追加

- 辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

今後の展開

- 圏域拠点機能の強化(広島・岡山両県との連携により、県境における拠点機能を強化)
- スケールメリットを生かした取組の推進(公共施設、公共交通網等)
- 民間企業との連携による地域経済活性化と住民サービス向上(民間企業との連携協定等の活用)



圏域全体の経済成長のけん引

福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizの運営

中小企業事業者の「稼ぐ力」を高めるため、売上向上・創業支援に重点を置いた、備後圏域の産業支援拠点「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を平成28年12月に開設。

質の高いマーケティング、デザイン、販路開拓、ブランディングなどを一貫して提案。(開設からの相談件数1,565件(平成29年10月末))



ものづくり人材育成支援事業

学びなおしや最先端などをテーマに各種講義を行う「ものづくり大学」を平成28年4月に創設。(総参加者数16,284人(平成28年度))



高次の都市機能の集積・強化

高度医療機器の整備及び看護職員確保対策事業

福山市民病院の救命救急センターなどに係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実を図る。また、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域内公立病院等連携事業

圏域内の安心・安全な医療提供体制を確保するため、福山市民病院から圏域内の公立病院に対し診療支援(医師派遣)を行うなど、公立病院間の連携強化。



【支援先】総合病院三原赤十字病院(循環器内科1人)、尾道市立市民病院(内科1人)、府中市民病院(循環器内科1人)、神石高原町立病院(内科1人、外科1人)、井原市立井原市民病院(循環器内科1人) (平成29年11月末)

こども発達支援センターの共同運営

福山市が発達に課題のある子どもの支援を行う医療機関「こども発達支援センター」を圏域市町と共同運営し、医師などの専門スタッフを確保。事業費は、各市町で利用者割合をもとに負担。

福山ビジネスサポートセンター Fuku-Biz

事業費 2016年度 61,076千円
2017年度 65,698千円

めざす姿

備後圏域事業者の「稼ぐ力」が飛躍的に向上するとともに、チャレンジしやすい地域として創業者が増える。

2016～2017

2018

2019

相談機能の強化

成功事例の共有

経済活動の活性化

概要

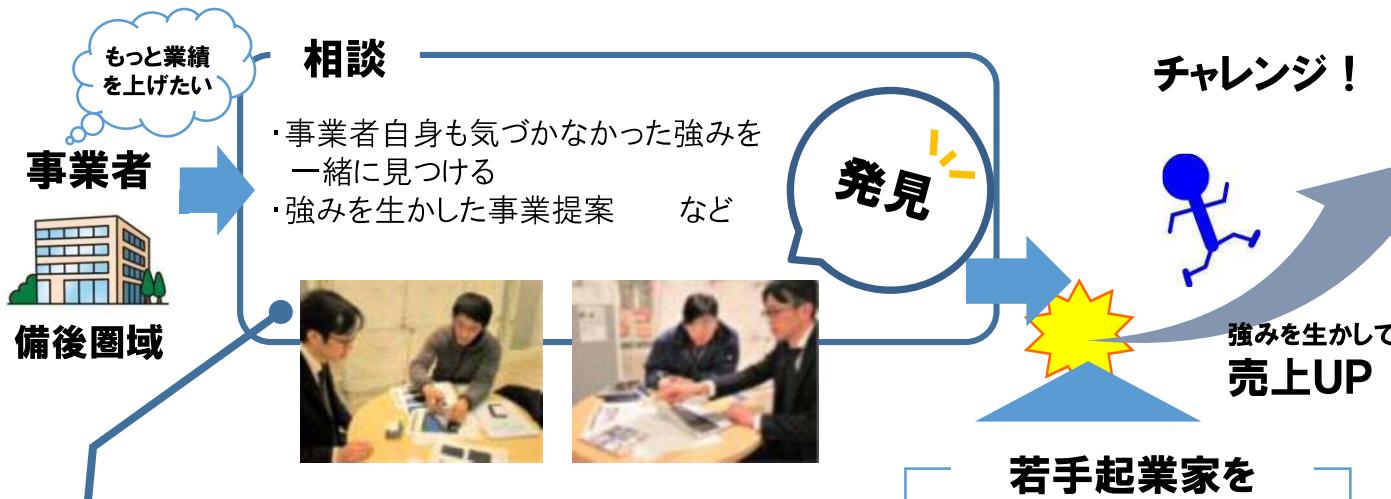
- ・売上向上、創業支援に重点を置いた、備後圏域の産業支援機関
- ・質の高いマーケティング、デザイン、販路開拓、プランディングなどを一貫して提案

成果

- ・満足度の高い産業支援拠点を開設することで、売上向上・創業支援に重点を置いた支援に繋がった。

(実績) 2016年12月～2017年11月

- 相談件数
延べ1,760件
(計407事業者)
- 満足度
99.4%
- 売上向上率
60.0%



【センター長】高村 亨

早稲田大学卒業後、株式会社ヨウジヤマモトや株式会社朝日ネット(東証一部上場・独立系ISP)にて宣伝広報などを担当。2014年、ベンチャー企業の立ち上げに創業メンバーとして参画、執行役員就任。2016年9月、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz(フクビズ)のセンター長に就任。



【プロジェクトマネージャー】池内 精彦

成蹊大学卒業後、実践的マーケティングをカリフォルニア州立大学で学ぶ。その後、プランタン銀座やウォルト・ディズニー・エンタープライズ・ジャパンなどでブランド開拓等を担当。2017年1月、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz(フクビズ)のプロジェクトマネージャーに就任。



若手起業家を 地元企業と支援

Fuku-Bizと福山市で若手起業家向けのオフィスビルを運営する山陽不動産とが連携→ビル入居者に支援

- ・売上を伸ばすための個別相談
- ・ビジネスセミナー

課題

- ・予約待ち状況の改善のための体制構築や連携市町の利用の拡充を図る必要がある。

圏域内公立病院等連携事業

人づくり	行政						産	学	金	民
地域資源	福	三	尾	府	世	神	笠	井		
行政サービス	○	○	○	○	○	○	○	○		



めざす姿

医療連携の促進と圏域全体の医療の質の向上により、安心・安全な医療提供体制を確立する。

ロードマップ(2015~2019)

連携体制の構築

課題の抽出・情報の共有

連携事業の推進

地域医療の質の向上

概要

- ・医療スタッフの知識、技術の標準化及び向上を図るための合同研修の実施
- ・備後圏域内の自治体病院へ福山市民病院から医師を派遣 等

びんご圏公立病院等連絡会議の開催

圏域内の自治体病院で課題等を共有し、病院間での連携を図るために定期的に開催

福山市	福山市民病院	世羅町	公立世羅中央病院
三原市	公立くい診療所	神石高原町	神石高原町立病院
尾道市	公立みつき総合病院	尾道市立市民病院	笠岡市
	尾道市立市民病院		
府中市	府中市民病院	井原市	井原市民病院
	府中北市民病院		
	府中市立湯が丘病院		

診療支援の実施

常勤医師の不足等により、住民の医療ニーズに十分な対応ができない状況に対し、福山市民病院から診療支援を実施

【支援先(市外)】総合病院三原赤十字病院(循環器内科1人), 尾道市立市民病院(内科1人), 府中市民病院(循環器内科1人), 神石高原町立病院(内科1人, 外科1人), 井原市立井原市民病院(循環器内科1人)



合同研修の実施

病院間で医療スタッフの教育・研修を含めた人事交流を実施
○びんご圏がん化学療法ネットワークの構築

がん化学療法の現状
・外来化学療法の件数は年々増加
・がん患者は今後も増加が予想される
・遠距離通院患者の存在

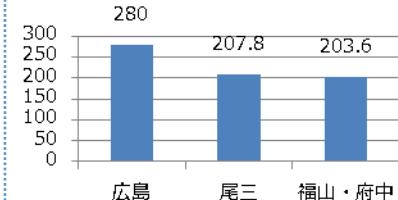
スムーズな地域連携が必要
【びんご圏がん化学療法ネットワーク共同研修会】

○2017年度[専門分野]感染管理勉強会開催

課題

- ・県内の救急医療提供体制は、小児救急の拠点病院の整備状況を始め、医師数、看護師数など「西高東低」となっている。

医師数(人口10万人当たり)



今後の展開

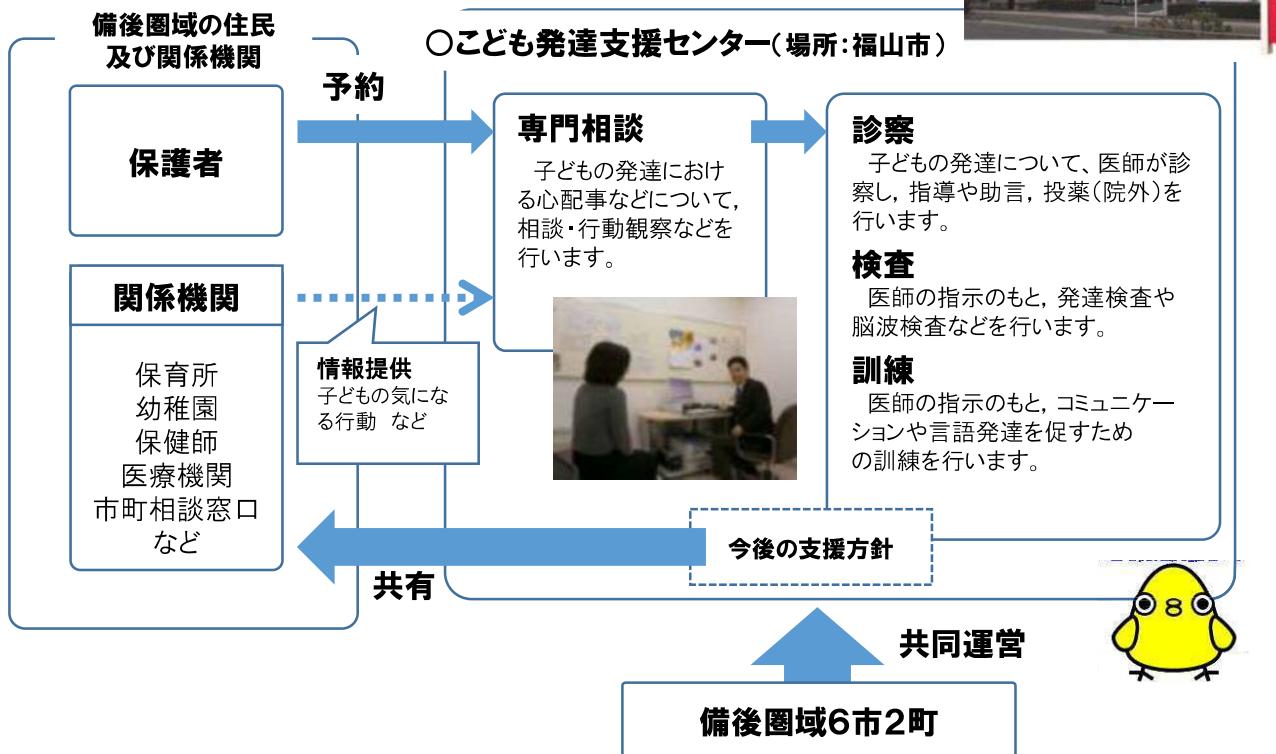
- ・小児医療・周産期医療の充実や医師確保に係る県との連携強化(両県の保健医療計画への反映)

こども発達支援センターの共同運営

(共同運営のみ)事業費 2016年度 7,189千円
2017年度 8,410千円

事業概要

- ・発達に課題がある子どもが数多く報告される中、備後圏域では支援可能な専門機関が不足していた。
- ・圏域の共通課題を解決するため、6市2町が共同で運営する「こども発達支援センター」を設置。
- ・就学前の発達が気になる子どもを対象に、保育所や医療機関等と連携した相談や診察、訓練などの支援を行う。
- ・センター利用後も保護者や子どもが各市町で継続的に支援を受けることができるよう、今後の方針等を市町間で共有する体制を整備。
- ・事業費については、6市2町で利用者割合をもとに負担。



成果

- ・備後地域の発達支援の拠点として機能。
- ・発達に課題のある就学前の児童を対象として、相談や診察、訓練等の支援を実施。



課題

- ・引き続き、関係機関との連携を図り支援の充実に努める。また、就学後の支援が適切に行われるよう、就学相談を実施する。

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- ・播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- ・総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- ・平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った(8市8町での形成)。

今後の展開

- ・年1回の成長戦略会議、年4回以上開催の連携中枢担当課長会議及び随時開催する担当者会議などを通じて、連携市町や圏域住民が求めるニーズを把握し、都市圏ビジョンへの反映を協議。
- ・53連携事業のフォローアップとさらなる推進を実施し、KPIの達成に向けて取り組みを深化する。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド「豊穣の国・はりま」事業について

播磨圏域が取り組む地域ブランド「豊穣の国・はりま」の登録産品の圏域内外への知名度向上・販路拡大を目指し、国内外の商談会等への参加や関西食文化研究会との共同事業を実施。



【海外見本市の出展】

圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

※実際に、姫路市が紹介した連携市町の工場用地に企業誘致が成功(宍粟市)



【臨海部に集積する企業群】

広域観光連携事業

圏域のスケールメリットを生かした自転車観光を推進するため、サイクルルートの作成や、エイドステーションを設置。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた、インバウンド観光の推進のため、圏域の体験型観光資源の磨き上げや、インドネシアをターゲットにしたファムツアーを実施。【自転車観光ロゴマーク】



高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺に魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設を整備予定。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

圏域内住民であれば全37館・約407万冊の図書が貸し借りができる仕組みを構築。

平成28年7月から蔵書の共通検索システムを導入。

平成28年11月から姫路市が全国に先駆け、マイナンバーカードの図書館本貸出サービスを開始し、連携市町でも導入。

(平成29年度時点で姫路市を含む圏域の3市2町で導入。)



【複数自治体での活用イメージ】

成年後見支援センター運営事業

姫路市が設置・運営している「成年後見支援センター」において、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象に、成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施する。

播磨地域ブランド「豊穰の国・はりま」について(播磨地域ブランドの確立)



都市圏ビジョン上の位置づけ：ア 経済成長のけん引 b 地域経済の裾野拡大 「播磨地域ブランド」の確立

○地域ブランドの確立に係る課題

- ・単独市町では、地域資源が限定される。
- ・それぞれがブランド事業に取り組んでいるため、その他多くの地域ブランドの中で、埋没してしまう。



○連携して取り組む意義

- ・圏域のスケールメリットを活かして、幅広い地域資源を組み込み、多様化する需要に対応。
- ・単独市町の発信力では参加できない事業等に参加し、プロモーションが実施可能（シンボルとなる名品が必要）

◆主な事業内容

① 地域ブランドの選定について

- ・播磨地域 8 市 8 町の農水産食品、加工品等の 159 事業者が登録（平成29年3月末）

② 圏域内への販路拡大（農水産業の振興・観光振興）

- ・播磨地域の観光の中心である姫路城周辺で、観光消費額増加のために、播磨地域の食材を活用した、メニューを考案し、飲食店にて提供。（平成29年度実施予定）



【地域ブランド 豊穰の国・はりま】

③ 地域ブランドの販路拡大について

- ・播磨圏域としてのアンテナショップを東京に開設（台東区浅草 まるごとにつぽん）
→首都圏における情報発信の拠点及び恒常的な販路の確保
- ・国内外への見本市等に出品し、バイヤー等との商談会の実施
→東京をはじめとした国内の商談会や、シンガポールでの見本市の参加。
また、圏域の商工会議所が主体となって、見本市等へ参加。



【海外見本市の出展】

④ 農商工連携の推進について

- ・播磨地域 8 市 8 町の、農商工関係者の連携を図り、新たに付加価値を持った商品の開発支援等を実施
→異業種マッチングの結果、新たな商品開発に繋がる。



【播磨地域の多様な食資源】

⑤ 播磨のシンボルとなる名品の更なる

- ・酒米の王様山田錦と播磨の名水から生まれる日本酒をPR
→播磨は日本酒のふるさと（播磨国風土記に記載）

播磨地域ブランド「豊穣の国・はりま」について(播磨地域ブランドの確立)



【播磨圏域政策創造プロジェクトチームによる商品開発】



【農商工連携による異業種マッチングセミナー】

播磨圏域における企業誘致の取り組みについて(企業誘致の推進)



都市圏ビジョン上の位置づけ : ア 経済成長のけん引 b 戦略産業の育成 企業誘致の推進

○企業誘致の推進にかかる課題

- ・都市間競争の最たるものであり、連携による実施が難しい
- ・各市町単独で有する工場用地が少ない
- ・連携市町に専任職員がおらず、きめ細やかな対応が困難

○連携して取り組む意義

- ・圏域内に、雇用の場を確保し、人口流出を防ぐ
- ・工業用地の確保も含めて圏域で取り組むことで、誘致の確率を向上させる

◆主な事業内容

- ・姫路市の専任職員が連携市町も含めて、企業訪問時に紹介
→圏域の市町を一体的に紹介できるリーフレットを作成し配布
(一義的には姫路市への誘致を行い、マッチングしなかった場合、連携市町を紹介)
※実際に、姫路市が紹介した連携市町の工場用地に企業誘致が成功
- ・姫路市が実施した企業投資動向アンケート調査では、事前に連携市町が誘致に力を入れたい業種について調査し、アンケート調査の対象に反映しマッチングに活用
→例えば福祉関係、学習関係など
- ・圏域内企業が所有する大規模遊休地を含め、企業と各市町が連携して処分を検討できるよう、連携市町にある一定規模の企業に大規模遊休地の所有の有無と連携の可否についてアンケートを実施
→アンケート対象企業は、製造業を中心とした、連携市町にある大企業等を含めた合計120社に実施（処分可能な土地は、企業誘致活動時に活用予定）



【企業誘致にかかるパンフレット】



【臨海部に集積する企業群】



【播磨科学公園都市】

物件情報一覧									
売行価格未定の工場用地セイブライバー物件登録一覧表をご覧下さい。									
□ 物件登録一覧 (登録期間: 平成29年6月26日現在)									
番号	所在地	面積計画面積	面積実測面積	測量(東北・西)メートル	測量(南北・東西)メートル	地盤状況	用途区分	会員登録の有無	手の仕事
29	大字武生の森町1-155	市道旁地27号	6,000 面積	面積未記入	無	無	工业	不可	未登録
29	神崎町5-27-1	面積未記入	1,151.24 面積	130,500~	110,000~	面積未記入	工业	不可	未登録
27	JR淡路駅前ビル5	面積未記入	1,152.12 面積	110,000~	面積未記入	面積未記入	工业	不可	未登録
43	神崎町西河原4-45-1	面積未記入	7,593 面積	面積未記入	面積未記入	面積未記入	工业	不可	未登録
48	淡路市137-1	面積未記入	954.95 面積	15,000~	15,000~	面積未記入	工业	不可	未登録

【工場用地ライブラリー制度】

はりまクラスター型サイクルスタイルの構築事業について（広域観光連携事業）



都市圏ビジョン上の位置づけ：ア 経済成長のけん引 d 戰略的な観光施策 広域観光連携事業

○広域観光連携事業の課題

- ・圏域の新たな観光魅力の創出
- ・圏域に点在する観光資源の面的な活用
- ・観光客のニーズを的確に踏まえた圏域の観光魅力の発信
- ・先進都市との差別化

○連携して取り組む意義

- ・姫路市を中心に訪れる多くの観光客の回遊性を高めるため、連携市町の観光資源を活用
- ・多様な観光資源により、観光客のニーズに対応
- ・明確なターゲットを設定

◆事業の考え方

- ・自転車を活用した観光スタイルを構築し、新たな観光客層の獲得を図る。
- ・播磨地域に点在する観光資源を二次交通機関や自転車で結ぶことで圏域での滞在時間の増を狙う。
→自転車によるモデルルートを設定することで、移動時の道中も観光資源としてプラスアップ
- ・民間事業者の自主的な取り組みも合わせて、持続的な観光資源とする
- ・ターゲットをスポーツサイクルのエントリークラスに絞込み、明確な受け入れ体制を整備

◆事業の全体イメージ（状況は平成29年8月現在のもの）



【体制整備：サイクルステーション（姫路市）】

体制の構築

- ・サイクルステーションの設置（1か所）
- ・サイクルスタンドの設置（約20箇所）
- ・サイクルエイドステーションの設置（約20箇所）
- ・レンタサイクルの設置（約20台）
- ・サイクルに関する講演会・ワークショップの実施

活用・情報発信

- ・サイクルルートの試走するサイクリングアーチの実施
- ・民間が主となったサイクルバスの運行
- ・サイクリストに向けた雑誌等での情報発信

今後の展開

- ・サイクリングロードのブランディング化による付加価値の向上
- ・インバウンドについては、民の連携が先行するインドネシアをターゲットに設定



【民間事業者の取り組み：サイクルバス（神河町）】



【ブランディングのためのロゴマーク】

はりまクラスター型サイクルスタイルの構築事業について（広域観光連携事業）



【広域サイクルルートの作成】



【サイクルルートへの新たな観光客の誘客による消費拡大（宍粟市）】



【はりまサイクルツーリズム勉強会】



【連携市町の資源を活用した受け入れ体制整備（サイクルスタンド）】



【インドネシアでのサイクルブーム】



図書館相互利用にかかるマイナンバーカードの活用について(図書館相互利用促進事業)



都市圏ビジョン上の位置づけ： ウ 生活関連機能サービス A生活基盤の強化 d 社会教育施設の相互利用

○図書館相互利用促進事業の課題

- ・圏域の住民の利便性の向上のための共通カードの導入
- ・圏域として一体的な図書館の検索システムの導入

○連携して取り組む意義

- ・市町域を超えた住民の生活圏への対応
- ・連携のスケールメリットを活用し低コストでのシステム導入が可能

◆主な事業内容

① マイナンバーカードの活用

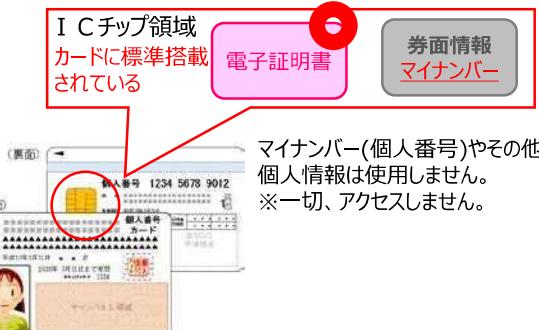
- ・共通カードの導入時のコストを抑えるため、**姫路市の図書館**において貸し出しカードにマイナンバーカードを活用。
→**公的個人認証（JPKI）**を活用することで、アプリ方式によるカードへの書き込みや空き領域の利用にかかる条例制定が不要

(JPKIを活用した図書館貸出機能の追加は**全国初の取り組み**)

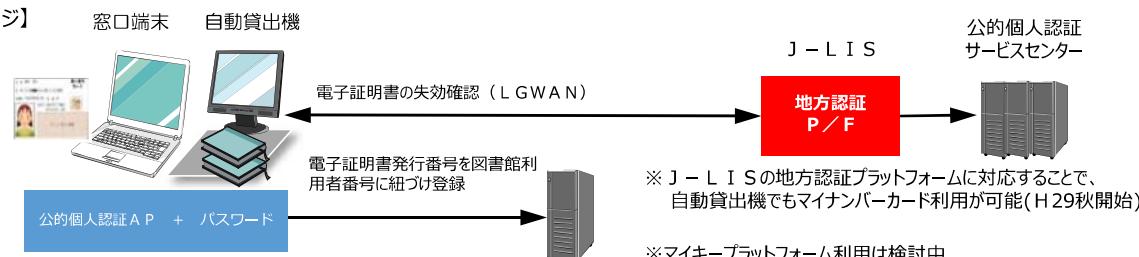
- ・連携市町にもそのノウハウを提供し、連携する2町がマイナンバーのカード利用を開始
(姫路市が導入を支援)

→平成29年度には新たに2市が取り組み予定(赤穂市・相生市)
(複数自治体でのマイナンバーカード利活用は全国初の取り組み)

② 共通システムの導入 (16市町の図書館システムに共通検索システム)

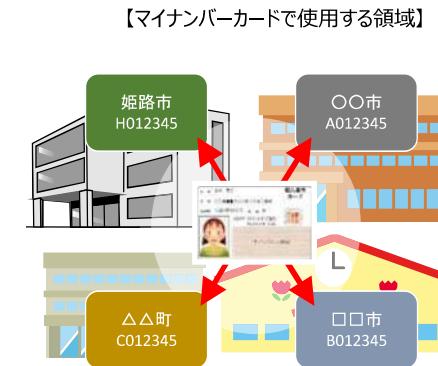


【システムイメージ】



★今年度中に公的個人認証サービスの提供開始

→マイナンバーカードを使用した図書の自動貸出サービスを開始 (平成29年10月)



民間企業との包括連携協定の締結について



○協定締結の趣旨

播磨圏域連携中枢都市圏において、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンのより一層の推進のため、

民間企業の知見・ノウハウを今まで以上の活用を目的として、連携中枢都市である姫路市と
民間企業が包括連携協定を締結するもの。

両者とも連携中枢都市圏構想
の連携中枢都市として初めて
連携協定を締結

○締結した民間企業

- ◇イオン株式会社（平成29年5月26日締結）
(イオンリテール、イオンモール、
山陽マルナカ、マックスバリュ西日本を含む)
- ◇予想される主な連携事業
 - ・播磨地域ブランド「豊穰の国・はりま」登録産品の販路拡大
→仕入れ担当者との商談会を実施し、商品のブラッシュアップについてアドバイス
 - ・上記ブランド登録産品を活用したギフト商品の開発
 - ・各種イベント会場の提供や行政情報の発信・PRなど



【締結式の様子（イオン）】



【豊穰の国・はりま】

- ◇三井住友銀行・みなど銀行（平成29年6月12日締結）

◇予想される主な連携事業

- ・両行の取引先と播磨圏域の事業者・農水産生産者のマッチング事業の実施
→金融機関を通じた信頼性の高いビジネスマッチングの展開
- ・創業支援
- ・播磨圏域内への移住定住促進のため、ローン商品の拡充



【締結式の様子（三井住友銀行・みなど銀行）】



【移住・定住ガイドブックイメージ】

民間企業との包括連携協定の具体的な事業内容



○具体的な事業内容について協議

協定に基づく具体的な事業内容を検討するため、姫路市の連携事業各担当課、連携市町の担当職員と企業担当者による具体的な連携事業を協議



【事業の協議（イオン・SMBC）】

◇連携事業数（ポスター掲示等は除く）

- ・イオン株式会社：76件
- ・三井住友銀行・みなど銀行：38件

◇イオン株式会社

- ・播磨圏域の商品取扱にかかる商談会・フェアの実施
実施日：平成30年3月17日(土)～21日(水)



【播磨圏域のフェアの様子（平成28年度）：千葉県津田沼】

- ・播磨圏域の特産品を活用したギフトセットの販売
平成30年夏のギフトに向けて

◇三井住友銀行・みなど銀行

- ・取引先とのマッチングによる販路拡大
連携市町発祥の企業が運営する楽天ECサイト内で「豊穣の国・はりまに登録された商品の販売が開始



【ECサイトでの販売】

- ・三井住友銀行本社での商品販売・マッチング会
東京都千代田区の三井住友銀行本店で、播磨圏域の產品の販売を行う。
実施日：平成30年3月8日（木）、9日（金）
※3月8日（木）には、姫路市ゆかりのバイオリニストのコンサートも実施

高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- ・高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- ・昭和29年3月：「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月：60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

今後の展開

- ・資源や特色を活かした産業を育成し、特産品の開発及び販路の開拓を図る。地域の総合力をもって、人口減少、少子高齢化社会への対応と圏域全体の経済成長を目指す。
- ・圏域の魅力を積極的に情報発信し、観光や移住・交流による人の流れを拡大することで、賑わいを創出する。



圏域全体の経済成長のけん引

地域資源活用推進事業・繊維産業「产地連携」推進事業

地域資源を活用し、地域経済の循環活性化を図る。

【高梁川流域「倉敷三斎市」事業】

商工会議所・商工会と連携し、月替わりで「流域デー」を展開。各地域の特産品の販売や観光PRイベント等を実施。^⑧は延べ35万人来場。



地場産業である繊維産業の将来を担う人材育成に向け、創業者育成に向けた「ジーンズ縫製講座」や、小学生を対象とした出前講座「ジュニアジーンズソムリエ事業」等を実施。

高梁川流域就職面接会等開催事業

【高梁川流域UIJターン就職フェアの開催】

圏域内への就職希望者を対象として開催。^⑧は東京・大阪・倉敷で各1回実施、延べ出展企業数76社。



【企業見学バスツアーの開催】

大学3年生を対象とした圏域内企業の情報発信を目的としてツアーを開催。^⑧は3回実施、50人参加。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内で保育士を確保するため、保育士・保育所支援センターを設置・運営。

【保育士交流会の実施(離職防止)】^⑧は6回実施し、延べ160人が参加。^⑨は私立保育園でも実施。



【保育実習研修の実施(復職支援)】

復職希望者を対象として、支援コーディネーターが個々の要望に応じて実施。^⑧は11回実施し、すべて復職につながった。



移住交流推進事業

【大都市圏の移住相談会に圏域で合同出展】

温暖で、地震などの災害の少ない良好な住環境をPRし移住促進を図る。^⑧は6回実施。



【倉敷・流域お試し住宅の運用】

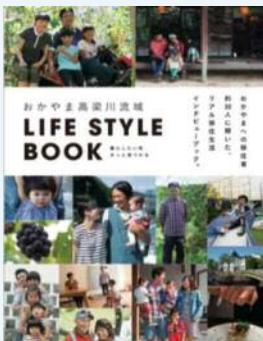
圏域内への移住希望者であれば利用可能。^⑧までに45人(20組)が圏域内に移住。利用者の2割が移住している。

地域連携による移住定住促進に向けた倉敷市の取り組み

高梁川流域連携中枢都市圏では、圏域と三大都市圏間の社会動態の改善を目標のひとつに掲げ、移住定住施策を推進。圏域内への移住検討者を対象とした「お試し住宅」では、約1年半の運用で20組・45人の移住につながっている。

良好な住環境の全国への発信

- 「高梁川流域 LIFE STYLE BOOK」の作成（1万部）
これまで各市町で取り組んでいた移住施策に加え、各市町への先輩移住者を紹介した移住促進冊子を共同で作成し、まち・海・山などの多様な住環境の魅力を持つ圏域内の7市3町を一体的に全国に発信
- 高梁川流域7市3町の移住ポスターの作成
- 高梁川流域移住ポータルサイトの開設 等



高梁川流域LIFE STYLE BOOK



高梁川流域7市3町の移住ポスター

大都市圏での移住相談会への合同出展

- 移住相談会への圏域自治体による合同出展の実施

○出展回数

【H27】1回(東京)

【H28】6回(東京4, 大阪2)

○延べ相談件数

【H27】 55件

【H28】 265件



移住相談会(東京)への合同出展の様子

圏域を対象としたお試し住宅の運用

- 「倉敷・流域お試し住宅」の運用

○ 対象：高梁川流域7市3町への移住検討者

○ 開設日：平成27年10月

○ 場所：倉敷市内 (JR新倉敷駅まで徒歩約12分)

○ 部屋数：6室 ※開設時の3室からH28に1室, H29に2室増
※民間賃貸住宅の一部を借り上げ

○ 移住検討者へのサポート体制：

くらしき移住定住推進室を設置し、利用者の住まい探しや就職活動等に対し、民間との連携により移住に向けた支援を行っている

- ・ 移住・子育て支援NPOによる移住相談会の実施
- ・ 就職相談窓口による就職支援(東京と倉敷市内に2か所設置)
- ・ 人材不足の介護分野と移住検討者との就職先のマッチング 等

○ 利用実績 (H29.3末現在)

	利用者数	移住者数
全体	229人 (100組)	45人 (20組)
三大都市圏 ※全体の内数	156人 (68組)	30人 (12組)
東京圏 ※三大都市圏の内数	74人 (33組)	21人 (7組)

利用者のうち、
2割が圏域に
移住！

三大都市圏、
特に東京圏
からの移住
者が多い

○ 移住先

倉敷市 : 29人 (14組)

圏域内の市町 : 16人 (6組)

(内訳)高梁市4人(1組), 総社市7人(2組)

井原市3人(2組), 浅口市2人(1組)



倉敷・流域お試し住宅